

財務省告示第六百九十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年十一月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十五年十二月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二													
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	振替単位	発行行日	発行行格	利率	経過利子の													
利付国庫債券（十年）（第二百五	財政融資資金特別会計法（昭和	二十六年法律第一百一号）第十	一	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。）の規定の適	用を受けけるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法	律第九十七号）第二十四条第三	項第五号に規定する簡易生命保	険資金による引受け	額面金額で千七百六十億円	五十七億九千二百四十万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十五年十一月二十日	額面金額百円につき九十九円九	十銭	年一・五パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額	に加え、次の算式により算出し

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 61}{100 \times 365}$$

十三 初期利子

平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十五年九月二十日額面金額百円につき百円

十六 償還金額

日本銀行

十七 払込期日

平成十五年十一月二十日